

*テーマ：派生語的商標の類否判断

【類似性】

文字商標の語尾のみが変改した派生語的な商標は、審査段階では、類似と判断されている場合が多い。その理由は、名詞の語尾を変化させて形容詞化させたものや語尾に「ER」や「OR」を付加したもので、両商標の観念は類似しており、又、語尾の差以外はすべて同じ音構成であるため、称呼も類似すると判断されているからである。

しかし、近年の審判では、他の語と結合して熟語の形式を取っている場合は特に造語と判断されることが多く、観念上非類似とされている。

称呼については、審決や異議決定では語尾の差が全体の称呼に与える影響が重要視され、称呼も非類似と判断されている場合が多い。下記の審決例等を詳細に検討すると、特許庁の登録査定判断に対して、先に登録された商標の権利者が異議申立や無効審判をしている例が目立っている。つまり、派生語的な商標の場合、先に登録された商標の権利者は、後願の商標が登録されると、混同を生じるおそれがあると感じているのである。このように、派生語的商標は、先登録権利者を刺激することが多いので、無用な争いを避けるためにも、派生語的商標の採用は避けるべきであろう。

類似（＝）

対象商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
SNOW PEAK	=	SnowyPeak	25	2008-890014	
NAVITIME	=	NAVITIMER	14	2004-90509	
ITCAST アイティキャスト	=	Itcaster	35	2004-2448	
Healthy+ ヘルシープラス	=	ヘルスプラス HEALTH PLUS	29	2003-6714	
ICEBREAKER	=	ICEBREAK アイスクイク	25	2002-3227	
Gluco balancer グルコバランサー	=	グルコバランス	29	2002-25145	
PENJECT	=	PENJECTOR	10	2001-13827	
キシリデンター	=	キシリデンタル	30	H11-17710	
INTERCEPTOR インターセプター	=	インターセプト INTERCEPT	旧 4	H03-19379	

非類似（X）

対象商標	類否	関連商標	クラス	審判番号	メモ
アクティブウォーク	X	ACTIVE WAKER	25	2007-900486	
スキンプロック SKINBLOCK	X	スキンプロッカー	5	2007-3404	
スマイリーデント	X	スマイルデント	3	2007-900543	
スマイリングデント	X	スマイルデント	3	2007-900544	
DVD Toaster	X	TOAST	9	2007-900124	
i- レポーター	X	I Report	42	2006-10896	
ディミニッシャー DIMINISHER	X	DIMINISH ディミニッシュ	3	2006-22427	
FlowService	X	FLOWSERVE	9	2006-90567	
ホワイトローズ	X	ホワイトローズ	3	2005-3008	
カーウエット	X	カーウエットイー	16	2004-90312	
プレステジラス Prestigious	X	PRESTIGE	3	2004-90586	
ポリューミイ VOLUMY	X	ポリューム VOLUME	3	2004-9590	
アーキテクチャー	X	アーキテクト	3	2004-90024	
クリスタルシャイナー	X	クリスタルシャイン CRYSTAL SHINE	21	2003-22730	
WOODY LAND	X	ウッドランド WOODLAND	30	2002-90381	
SILHOUETTY シルエットィ	X	SILHOUETTE シルエット	3	2001-35039	
サニースマイル SUNNY SMILE	X	SUNSMILE	3	2001-7600	
クリアクリア CLEAR CLEAR	X	クリアクリーン	3	2000-7712	
ハーベスト HARVEST	X	HARVESTER ハーベスター	32	2000-20803	
REGENERATION	X	REGENERATIVE	3	H11-90843	